

令和8年度第1回川崎市大規模小売店舗立地審議会 会議録

- 1 開催日時 令和8年4月24日(金) 10:00～11:00
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎 復元棟 301会議室(3階)
- 3 出席者
- | | | |
|-------|--------|---------------------|
| (委員) | 田中 伸治 | 会長 |
| | 吉村 純一 | 委員 |
| | 松本 暢子 | 委員 |
| | 一ノ瀬 大輔 | 委員 |
| (行政) | 米田 敦志 | 環境局環境対策部環境保全課 |
| | 市原 佳奈 | 環境局生活環境部廃棄物指導課 |
| | 市川 克樹 | 建設緑政局総務部企画課 |
| | 吉田 直樹 | まちづくり局交通政策室 |
| | 矢田 誠 | 経済労働局観光・地域活力推進部担当課長 |
| (事務局) | 明石 康一 | 経済労働局観光・地域活力推進部担当係長 |
| | 木村 春菜 | 経済労働局観光・地域活力推進部 |

- 4 議題 大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の規定に基づく届出について
オーケー登戸店
大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)の規定に基づく届出について

- 5 傍聴者 0名

- 6 会議内容 以下、要約を記載。

事務局

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、出席委員、5名中4名ですので、過半数に達しており、川崎市大規模小売店舗立地審議会条例第6条第2項により、会議が成立していることをご報告いたします。

議事は、田中会長にお願いします。

田中会長

只今から、川崎市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

これより議事に入りますが、本日の審議内容の確認は、委員全員で行いますので、よろしく願いいたします。

本日の審議会は公開会議となっておりますが、御異議はございますでしょうか。なければこれより、傍聴者の入室を許可いたします。

<傍聴者なし>

本日の審議事項は、新設案件1件、変更案件1件です。

審議事項(1)の大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づく届出について、「オーケー登戸店」を議題とします。

それでは、「オーケー登戸店」について、事務局からまず資料1の「1届出の概要」と「2 法手続きの経緯」を説明してください。

- 事務局 <資料に基づき説明>
- 田中会長 届出の概要と法手続きの経緯について何か御質問があれば、委員から御発言ください。
- 吉村委員 動画は何時頃撮影されたものでしょうか。
- 事務局 平日の夕方4時ごろでございます。また、別の日の13時頃にも現地を確認していますが、車の交通量等は同じような状況でした。
- 松本委員 よろしいでしょうか。
届出の経緯について、確認したいのですが、今回の届出は既に営業している店舗が面積を拡張するので、他の店舗からの業態転換ですとか、営業方法に変更が生じるものではないということでしょうか。
- 事務局 仰るとおりでして、店舗内の陳列棚の間の通路を拡張するために、バックヤードとして利用していたところを店舗敷地に広げるものがございます。通路を広げるだけなので、販売商品の量や種類に変更が生じるものではございません。
- 吉村委員 駐車場について、隔地駐車場も元々用意されていたのですか。
- 事務局 はい、元々時間貸しの駐車場を提携駐車場として用意しております。
- 吉村委員 騒音についてですが、苦情等が出ていないとのことでしたが、隔地駐車場の方は騒音の予測がないですよね。そちらについても本来は検証した方が良かったのではないかと思います。隔地駐車場についてもドアの開閉音やエンジン音での苦情はないということでしょうか。
- 事務局 はい、現状の営業においての大きな苦情はないと聞いていますが、隔地駐車場においてもクレーム等が発生した場合には真摯に対応する旨お伝えします。
- 吉村委員 わかりました。それから質問ではないのですが、騒音予測の資料を事前に拝見しまして、D 地点が最大値となっておりますが、計算上はそ

うなるのかもしれないですが、壁等もなく、高さからしてもこの地点を最大値とするのが正しいのかという点は少し疑問が残ります。実際にはこの地点の値はもう少し低いのではないかと思います。

事務局 承知しました。

田中会長 その他よろしいでしょうか。

それでは、続いて資料1の3、大型店新設にあたっての配慮事項について、事務局から説明をお願いします。

<資料に基づき説明>

田中会長 大型店新設にあたっての配慮事項について何かご質問があれば、委員から御発言ください。

一ノ瀬委員 よろしいですか。廃棄物の保管施設について、こちら予測と現状営業されている店舗の実績値が載っていますが、予測に対して実績の廃棄物の量にかなり差があります。実際の廃棄物の量が予測より相当多いようですが、問題なく運用されているのか気になりました。

事務局 御指摘いただいたとおり、予測と実績値にかなり乖離があるようです。実際店舗を見に行った際には、外に廃棄物のはみ出ているというようなところは見られなかったのと、事業者からも問題なく運用できているとの回答はいただいておりますが、改めてその点について事業者を確認させていただきます。

一ノ瀬委員 わかりました。よろしくをお願いします。

田中会長 私からよろしいでしょうか。荷捌き車両の搬出入台数が13台とかなり多いようです。一方で同時作業が可能な台数が4台ということで、バッティングしてしまう場合に待機する場所があるのか、また営業時間中の搬出入となると、来客者との接触が心配ですがその点は何か対策されるのでしょうか。

事務局 搬出入台数の13台は最も多い時間帯の1時間あたりの台数を示して

おります。一方で同時作業が可能な台数が4台となっております。1台あたりの作業時間が最大で20分と予測しており、1時間あたりですと4台×3＝12台となっております。また、搬出入については営業時間外を中心に行い、営業中は極力少なくすると聞いております。仮に営業時間中に複数台搬出入がある場合は、従業員による誘導で来客者の安全を図るとのことです。

田中会長 必ずしも等間隔に荷捌き車両が来るわけではないと思いますが、営業時間外がメインということですね。

事務局 はい、搬出入で4台以上来る場合は駐車場に一旦停める形になりますが、基本的に営業時間外を想定しているとのことですね。

田中会長 わかりました。もう1点、隔地駐車場の場所が分かりにくいところにあるかと思いますが、その案内はしっかりやっていただく必要があるかと思いますが。周知の状況はどのようになっているのでしょうか。

事務局 現状の利用状況としては、平日は敷地内の駐車場のみで概ね充足しているものの、休日のピーク時間帯によっては満車となって入庫待ちが発生しており、その場合は誘導員による案内で隔地駐車場を利用いただいているとのことですね。また、よくいらっしゃるお客様は隔地駐車場をご存知なのでそちらを利用いただけているようですが、初めて来店した方はやはり存在を知らない方も多くいらっしゃるのが現状なので、そういった方にはチラシやHP以外でも現地の誘導員がしっかり案内していくといった運用をされているそうです。

田中会長 わかりました。

松本委員 よろしいでしょうか。今回に限らずですが、この店舗のように1,000㎡ギリギリ満たない店舗については事前に協議等を行っているのでしょうか。というのも、資料を見る限りですが工事もせずに拡張ができるということは、元々1,000㎡以上に改装することを見越しておきながら、オープン時はあえて1000㎡未満にしておいて既成事実を積み上げて届出を出しているようにも見えてしまいます。しっかり届出をしている店舗もいるなかで、公平性の点で気になります。

事務局 大規模小売店舗立地法上は1,000㎡以上という基準が明確にあるため、市としても基準以下である以上強く営業について指導する立場にはな

いのが実情ではありますが、今回のようなギリギリの面積の店舗については計画段階でご相談いただき、店舗面積が正しく算出されているかの確認を行った上で、1000㎡満たないとはいえ、周辺に与える影響は大きいと考えるため、営業についてはご配慮いただくように事前協議の中でお伝えしております。

松本委員 わかりました。今後このような事例もあると思いますので、やはりしっかりと事前に協議はする必要があると思います。

事務局 承知しました。引き続き事前の協議はやってまいります。

吉村委員 隔地駐車場について、届出に対して実際の台数が67台というのはどういう意味でしょうか。

事務局 隔地駐車場については、時間貸しの提携駐車場ですので、実際には店舗のお客様以外の利用もありますため、届出上は全ての駐車場の台数ではなく一部を駐車場台数として届出ています。隔地駐車場の全ての台数と、店舗敷地の台数を併せると67台となります。

吉村委員 わかりました。

田中会長 他にはよろしいでしょうか。

<発言なし>

田中会長 それでは御意見をいただきたいと思います。
本審議会は、大規模小売店舗を設置する者が、周辺の地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について配慮すべき基本的な事項を調査・審議する機関です。
配慮すべき基本的な事項とは、大規模小売店舗立地法第4条で定める指針において、大規模な集客や物流といった特性を有する大規模小売店舗の出店によって生ずる事項と定められており、具体的には交通の渋滞や交通安全、騒音や廃棄物などに関する事項をいいます。
それらを踏まえて、届出内容について法第4条の指針を勘案した御意見があれば、委員から御発言ください。

<発言なし>

田中会長 既に質問のところでご意見をいただいていたかと思しますので、まと

めますと、

吉村委員から、駐車場での騒音についてクレームがあった場合には真摯に対応すること、一ノ瀬委員から、廃棄物の量について当初の予測より大分多いので、適正に処理ができていないか改めて確認していただきたいという点、松本委員からは 1,000 m³満たない店舗からの変更にあたる場合の届出についての御意見がありました。また私からは車両の待機列が生じないように、隔地駐車場への誘導を適切に行うことについて意見をさせていただきました。

田中会長

その他皆様からなにか御意見ございますか。

<発言なし>

田中会長

そうしましたら、本審議会としての意見について協議したいと思えます。今皆様からご意見をいただきましたが、店舗の運用上大きな影響を及ぼすような点ではないかと思われまますので、先ほどの点を付帯意見として、審議結果につきまして、「意見なし」という形の結論としてはいかがかと思えますが、皆様ご異議などいかがでしょうか。

<異議なし>

田中会長

それでは「意見なし」「付帯事項あり」ということで決定したいと思います。

田中会長

それでは審議事項（2）大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく届出について、三和川崎野川店を議題とします。事務局から資料2の「1 届出の概要」と「2 法手続きの経緯」を説明してください。

<資料に基づき説明>

田中会長

何か御質問があれば、委員から御発言ください。

一ノ瀬委員

今回の営業時間の変更とは直接関係しないことにはなりますが、廃棄物の保管施設について、予測排出量10.03立法メートルに対して保管施設の容量が10.8立法メートルとかなりギリギリなように感じます。この保管施設の容量は単に部屋の容量なのか、実際に設置しているごみ箱等の容量なのか、どちらでしょうか。

事務局 部屋としての容量になります。仰るとおり予測排出量に対してギリギリであり、本当にこの数値で問題なく運用できているのかという点は懸念としてあるかと思imasuので、改めて事業者にも確認いたします。補足になりますが現地を確認した中では、廃棄物の保管施設は1階に設置されておりますが特段外にはみ出しているとか、異臭を放っているというような状態ではございませんでした。

一ノ瀬委員 わかりました。以前の審議会でも申し上げたのですが、自治体によっては部屋の容量ではなく、実際に設置する保管容器の容量を記載しているところもあると思います。その運用については自治体に任せられているところかと思imasuので、川崎市においても保管施設の容量の記載方法について検討していただければと思imasu。

事務局 承知しました。現状の手引き上は部屋の容量としていますが、今後コンサル等にもヒアリングを行った上で検討してまいります。

松本委員 よろしいでしょうか。審議事項ではないのかもしれないですが、今回業種が家電量販店からスーパーに変更になるということで、廃棄物やその他の面で影響が大きいと思imasu。そういったところについては事前協議の段階で事業者には伝えるべきではないでしょうか。

事務局 小売店舗の変更については6条1項の届出事項となるため、審議の対象ではないのですが、市としてもその影響が大きいことは認識しております。今回の案件についても事前協議の際にそういった点についてはご留意いただくようお願いしております。

松本委員 もう一点、緑化についてですが、新設の場合は緑化を求めていますが開店してしばらくたつと、その後の状況について把握できないのが現状かと思imasu。開店後手入れをせずに枯れてしまっているようなことがありますので、こういったタイミングで再度お知らせする必要があるかと思imasu。

事務局 承知いたしました。

田中会長 他にございますでしょうか。

<発言なし>

田中会長 それでは、本案件につきましては、住民意見なしの変更ということですので、今頂いた話を付帯意見として、「意見なし」という形の結論としてはいかがかと思いますが、皆様ご異議などいかがでしょうか。

<異議なし>

田中会長 それでは「意見なし」「付帯事項あり」ということで決定したいと思います。

田中会長 それでは審議事項（3）その他について、事務局からお願いします。

<今後の予定について説明>

田中会長 以上で、本日の審議会を終了します。長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。